

### 別紙3 再認定の審査基準

岡山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第4の3に規定する再認定の審査基準は、土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動に適用することとし、別紙2の基準を満たしており、かつ、次の1及び2の内容を満たすものとする。

- 1 導入指針に定める持続性の高い農業生産方式の内容から、新たな技術の追加又は技術内容の変更が計画されていること。
- 2 導入しようとする農業生産方式による農作物の種類や作付面積の拡充を図るか、技術の安定化を目指して収量や品質の向上に新たな目標が設定されていること。

ただし、従前の実施計画において、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積の実績が目標を達成していない場合は、「未達成の具体的な原因」の記載をもって、以後の計画達成の可能性を検討し、実施計画の再認定の可否を判断するものとする。なお、未達成の原因が当該申請者及び申請団体の取組意欲の欠如や技術的能力の大幅な不足等にあると判断する場合は、実施計画を再認定することができない。

※「未達成の具体的な原因」の記載は別記様式第2-1号、第2-2号、第4-1号、第4-2号の各号の3の(3)環境負荷低減事業活動の推進方向欄に記載すること。